一般競争入札(総合評価方式)の公告時における図面の事前配付について

公共工事の迅速かつ円滑な執行を図るため、<u>一般競争入札(総合評価方式)の公</u> 告時における図面の事前配付を次のとおり実施します。

1 対象工事

土木部発注工事のうち、一般競争入札(総合評価方式)を「簡易型Bタイプ」 により実施する工事を対象とします。

なお、「標準型」又は「簡易型Aタイプ」により実施する工事については、従来どおり、「施工に係る技術提案」又は「簡易な施工計画」作成のための参考資料として、公告時に図面を添付します。

2 事前配付する図面

公告時に事前配付する図面は、平面図、位置図、縦断面図、標準横断面図、横断面図等、工事の概要を把握するために必要な図面(以下「平面図等」という。) とします。ただし、必要と認められるときは、平面図等以外の図面(構造図(一般図及び詳細図)、指定仮設図等)を追加します。

3 平面図等の提供方法

平面図等は、「入札情報サービスシステム」の「入札公告情報」に掲載します。

4 適用期日

平成26年1月14日以後に入札の公告を行う工事に係る入札から適用します。